

別府市制100周年記念プレ事業  
べっぴんクリスマスファンタジア2023  
的ヶ浜公園・スパビーチ会場 出店規約

※本規約は出店申込書の提出をもって、申込者が本規約に同意したものとみなします。

## 1. 出店資格

(1) 代表者及び副代表者が別府市在住者、または別府市内に事業所を有している企業に所属している方に限ります。

但し、実行委員会が設ける特別出店枠で参加する共催・後援・協力団体及び協賛企業の方はこの限りではありません。

※一次募集で出店予定総数を満たさない場合は、実行委員会で協議します。

(2) 2日間とも出店可能な方 ※1日のみの出店はできません。

(3) 20歳未満の方は申込できません。

(4) 暴力団及び暴力団関係者、それに類する団体に所属する者。また下記項目にあてはまる者の申込は出来ません。

①暴力団

②暴力団員

③暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの

④暴力団準構成員

⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

⑥暴力団または暴力団員と密接に交際を有する者及び暴力団または暴力団員と密接に交際を有する者と親交を有する者

⑦前各号に該当するものと生計を一にする配偶者（婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）

⑧その他前各号に該当する者が、経営を実質的に支配している法人その他の団体または事業者

## 2. 募集内容

代表者及び副代表者が別府市在住者、または別府市内に事業所を有している企業に所属している方。

申込期間	令和5年11月20日(月)～12月1日(金)
受付時間	9:00～17:00(月曜日から金曜日)※平日のみ
募集総数	20ブース予定
申込場所	別府市観光協会 別府市末広町1番3号レンガホール1F

※上記の申し込み期間内で出店予定総数に達しない場合は、実行委員会で協議します。

### 3. 申込時に必要な提出書類

#### (1) 出店申込書 ※要捺印

1 代表者及び1 副代表者につき1 ブースのみ。重複して申し込みできません。

(例) A商店 代表者 鈴木さん 副代表者 佐藤さん  
B商店 代表者 田中さん 副代表者 鈴木さん  
この場合鈴木さんが重複しているため、どちらか一つ申し込みの受付となります。

#### (2) 誓約書 ※要捺印

#### (3) 本人確認のための証明書

①免許証 ②学生証 ③在留カード ④マイナンバーカード

※顔写真と住所が記載されている証明書。

※事業所を有している企業に所属している方は、あわせて事業所の所在地を証明する書類(商業・法人登記簿謄本、官公庁より発行された営業許可証などの公的証明書)。または在職証明書のコピーを提出してください。

### 4. 出店料

66,000円※税込(2日間) …1コマ(間口2.7m×奥行3.6m)

出店日時 令和5年12月23日(土)・24日(日) 15:00~21:30まで

### 5. 出店場所抽選及び出店者説明会について

#### (1) 必ず代表者又は副代表者が出席して下さい。代理の出席はできません。

※席に限りがあるため、入室は申込した代表者又は副代表者のみとなります。

※変更がある場合は、12月1日(金) 17:00までに事務局へお知らせください。

※遅刻・欠席の場合は、出店キャンセルとします。

※申込者多数の場合は抽選となります。

#### ■出店場所抽選及び出店者説明会

日時：令和5年12月7日(木) 13:30~ ※時間厳守

①出店抽選会 ※申し込み多数の場合は抽選会となります

②出店場所抽選会

③出店者説明会

場所：別府商工会議所3F大会議室

住所：大分県別府市中央町7-8

連絡先：事務局 0977-24-2828

説明会に持参するもの

・出店料 66,000円

※お車でお越しの場合は、駐車場に限りがありますので時間に余裕をもってお越しください。

※遅刻または欠席した場合は、出店できません。但し、キャンセル等により出店場所に空きが出た場合は、この限りではありません。

(2) 出店申込のキャンセルについて

出店場所の抽選前に最終出店意思確認をしますので、キャンセルの場合は申し出てください。それ以降のキャンセルについては**全額出店料**をいただきます。

(3) 出店決定後、期日までに提出する書類

①食品営業許可証のコピー

テント内調理をする場合は実演販売・仮設移動のいずれか

②上記①をお持ちでない方は一時営業許可申請の領収書のコピー

保健所の受付印があるもの

③備品追加申請書

テーブル・イスを追加する場合は有料となります。詳細は「7. 備品について」をご覧ください。

提出期限 令和5年12月15日(金)17:00まで

## 6. 名義貸しの禁止

申込者本人（代表者または副代表者）が必ずイベント当日出店すること。

名義貸しは認めません。

違反した場合は即時退場していただき、出店料は全額返金しません。

発覚した場合は、協会が事務局を務める実行委員会のすべてのイベントへの出店をお断りします。また、警察と協議し、しかるべき対応を取らせていただきます。

※まつり当日、提出の本人確認証明書にて確認します。本人不在の場合は名義貸しとみなす場合があります。営業時間中は必ず店舗内で営業を行ってください。

## 7. 備品について

1コマにつき長机(1.8m×0.45m)2卓とパイプイス2脚を設置します。追加を希望する場合は有料となります。12月15日(金)17:00までに事務局にて料金の支払いをしてください。

・テーブル・・・1卓2,000円

・パイプイス・・・1脚500円

店内照明は蛍光灯を使用。別途電源用に1コマに1つコンセントを取り付けます。

使用可能な**最大電源容量は10A**までです。

以下の器機は最大電源容量を超えるため出店ブースの停電など、近隣の店舗に迷惑をかける恐れがありますので、使用する場合は個別に発電機を用意するなどしてください。

(例)

・ソフトクリームメーカー ・フローズンマシーン ・電子レンジ  
・100V IH調理器 ・電気炊飯器 ・冷凍庫 ・綿菓子機 など

## 8. 禁止事項

- (1) ポルノ、麻薬、拳銃、盗品及び偽ブランド、コピー商品等その他法律や公序良俗に反する商品または実行委員会がふさわしくないと判断した商品は売ることは出来ません。
- (2) 未成年者を従業員として雇用することは、原則禁止となります。但し、所属する学校の許可または親の同意を得ている場合はこの限りではありません。但し、営業終了後は速やかに帰宅させてください。

大分県青少年健全育成条例により18歳未満の青少年は、親の同伴がある場合でも午後11時から翌日午前4時は外出が制限されています。

- (3) 出店ブース外で調理することは厳禁です。
- (4) **近隣の店舗の妨げになるような呼び込み及び販売**は、お客様や他の出店者の迷惑となるため禁止します。
- (5) 幟等の装飾を店舗よりも前に出すことは、来場者に対してけがや事故の原因となり、また、他の店舗の迷惑となるため禁止します。

**※上記禁止事項を発見した場合、注意を行い、それでもご理解いただけない場合は退場となります。**

**※規約違反等の退場による出店料の払い戻しはしません。**

## 9. 搬入出車両について

- (1) 搬入駐車券は、スタッフ、警備員が車外から見て番号・氏名を確認できるよう常に掲示してください。
- (2) 搬入駐車券の複製、譲渡、貸出等の不正行為は固く禁じます。
- (3) 会場内通行時はスタッフ、警備員の指示に従ってください。
- (4) 会場内は2トンを超える車両での搬入出は出来ません。
- (5) 会場内では**5km以下の最徐行運転**を徹底してください。会場内で車両を運転中に事故を起こした場合は、当事者間の責任となりますので安全運転を心がけてください。
- (6) 出店終了後、搬出開始のアナウンスがあるまでは会場内への車両の進入は禁止します。
- (7) 搬入時間については以下の通りです。

日程	搬入時間	搬入券
12月22日(金)	10:00~17:00 ※17時以降は進入不可	不要
12月23日(土)	10:00~15:00 ※15時以降は進入不可	10:00~12:00 不要 12:00~15:00 必要
12月24日(日)	10:00~15:00 ※15時以降は進入不可	10:00~12:00 不要 12:00~15:00 必要

※12時以降は搬入駐車券を持っていない車両は会場から退出となります。ガス・食材等の配達は12時までに完了させてください。

※搬入車両は15時までに会場から退出してください。

※会場内備品の管理、会場内での事故等に関して主催者側は一切の責任は負いません。

※何かありましたら速やかに本部携帯(080-4699-7982)までご連絡ください。

## 10. 臨時駐車場について

- (1) 利用可能日時：12月23日(土)及び24日(日) 10:00～22:30まで  
※両日23:00に出入口の施錠をします。
- (2) 利用可能場所：別府中央小学校グラウンド(雨天時も可)  
※会場及び駐車場内での事故等につきましては、主催者側は一切責任を負いません。  
※新若草港及び北浜温泉テルマス駐車場には進入及び駐車は出来ません。  
※22:30以降、臨時駐車場内に放置された車両はレッカー移動します。移動にかかる費用は出店者の負担とします(主催者側で費用の負担は一切しません)

## 11. イベント開催確認及び中止時の返金について

- (1) イベントの開催確認方法について
  - ①電話での確認方法  
事務局(0977-24-2828)または本部携帯(080-4699-7982)  
※本部携帯はイベント当日のみ使用。
  - ②インターネットでの確認方法  
イベントホームページ(べっぷクリスマスファンタジアで検索)またはFacebookのお知らせを確認してください。
- (2) 中止となった場合の出店料の返金について  
実行委員会にて協議後、対応します。

## 12. 酒類の販売について

- (1) 酒類を未開封のまま販売する場合は、期限付酒類小売業免許が必要になります。
- (2) 詳しくは税務署にお問合せください。
- (3) 未成年者及び運転者には販売しないよう十分注意してください。

## 13. 公園をきれいに利用するために

- (1) ごみは所定のごみバケツトへ出してください。但し、産業廃棄物は一般ゴミとして処理できませんので、必ずお持ち帰りください。産業廃棄物のリストに関しては出店者説明会時に配布する資料を参照ください。不法投棄は犯罪です。5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又はこれらが併科されます。法人が関わった場合には、会社にも3億円以下の罰金が科せられます。
- (2) 油や炭を使用する場合は、必ず段ボール等で養生し公園を汚さないようにしてください。養生を十分にせず、別府市より原状復旧の指導があった場合は、費用を請求します。
- (3) **トイレの手洗い場や常設の水道で洗浄をしないでください。**洗浄するものがある場合は、必ず持ち帰って洗浄してください。

## 14. 消火器の設置義務について

平成26年8月より別府市条例が改正となり、祭礼、縁日、花火大会その他多くの方が集合する催しにおいて、火災が発生した場合には初期消火が極めて重要であることから、液体、固体、気体燃料で火気を使う器具（石油ストーブやガスコンロ、炭焼き、発電機等）、電気を熱源とする器具（器具の表面に可燃物が触れた場合に発火する恐れのあるもの・赤熱部分が露出しているもの）を使用する者に対して消火器を準備し、使用することが義務付けられました。対象となる器具を使用する方は**必ず消火器を設置していただきます。**

※当日、消火器の確認が出来ない場合は営業停止となる可能性があります。

### 使用できる消火器の種類について

住宅用消火器ではなく、業務用消火器をご使用ください。

業務用消火器のうち、6型以上の大きさの粉末ABC消火器を準備してください。

大型量販店や、消防設備業者（タウンページ等に記載）にてお求めください。



## 15. 火気の取り扱いについて

平成25年8月15日京都府福知山市の花火大会会場で多数の死傷者を出す火災が発生しました。当イベントをはじめ、多数の観客等が参加する行事において火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあります。特に、火気を使用する屋台等における防火安全対策が極めて重要であり、中でもガソリン等の危険物の貯蔵・取扱いについては細心の注意を払い、営業を行って下さい。

※事故に対応できる損害賠償保険に加入することをお勧めします。

## 16. 問い合わせ先について

### ■冬の祭典実行委員会事務局(別府市観光協会内)

〒874-0938 別府市末広町1番3号 レンガホール1F

TEL: 0977-24-2828/FAX: 0977-24-5959 本部携帯: 080-4699-7982

※本部携帯は12月23日(土)・24日(日)の両日のみの連絡先となります。

### ■大分県東部保健所

〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1 TEL: 0977-67-2511

### ■別府税務署

〒874-8686 別府市光町22-25 TEL: 0977-23-2111